

薬物乱用の現状と対策

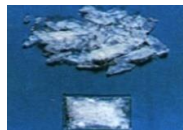
平成27年11月

厚生労働省

医薬・生活衛生局 監視指導・麻薬対策課

乱用薬物の種類・作用

興奮作用



覚醒剤
メタンフェタミン、アンフェタミン

覚せい剤取締法

幻覚作用



コカイン

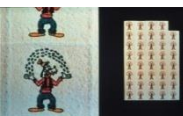


メチルフェニデート
(リタリン＝向精神薬)
※不適正使用の場合



MDMA

麻薬及び向精神薬取締法



LSD

麻薬170種類
向精神薬80種類



マジックマッシュルーム



ヘロイン
モルヒネ



睡眠薬(向精神薬)
※不適正使用の場合

抑制作用



大麻



大麻樹脂

大麻取締法



あへん(けしぼうず)

あへん法

興奮・抑制・幻覚



指定薬物
亜硝酸イソブチル、5-MeO-MIPT等

医薬品医療機器法

薬物規制に関する法律

麻薬及び 向精神薬 取締法	麻薬	あへんアルカロイド	モルヒネ、ジアセチルモルヒネ(ヘロイン)等
		コカインアルカロイド	コカイン等
		合成麻薬	ペチジン、メサドン、MDMA、LSD、PCP、2-CB 等
	麻薬原料植物		コカ、マジックマッシュルーム等
	向精神薬	睡眠薬 精神安定剤 食欲抑制剤 鎮痛剤 中枢神経興奮剤	トリアゾラム(ハルシオン)、ニメタゼパム(エリミン)等 メプロバメート等 フェンテルミン、マジンドール等 ペンタゾシン、ブプレノルフィン等 メチルフェニデート(リタリン)等
麻薬向精神薬原料		サフロール、無水酢酸、エルゴタミン、リゼルギン酸等	
あへん法	けし、あへん、けしがら		
大麻 取締法	大麻草及びその製品(大麻樹脂を含む)。 ただし、大麻草の成熟した茎・その製品、大麻草の種子・その製品を除く。		
覚せい剤 取締法	覚せい剤	アンフェタミン、メタンフェタミン	
	覚せい剤原料	エフェドリン、フェニル酢酸等	
麻薬特例法			
医薬品医療 機器法	指定薬物	亜硝酸イソブチル、5-MeO-MIPT等	
毒物及び 劇物取締法	興奮、幻覚又は麻酔の 作用を有する毒物・劇物	トルエン、シンナー等	

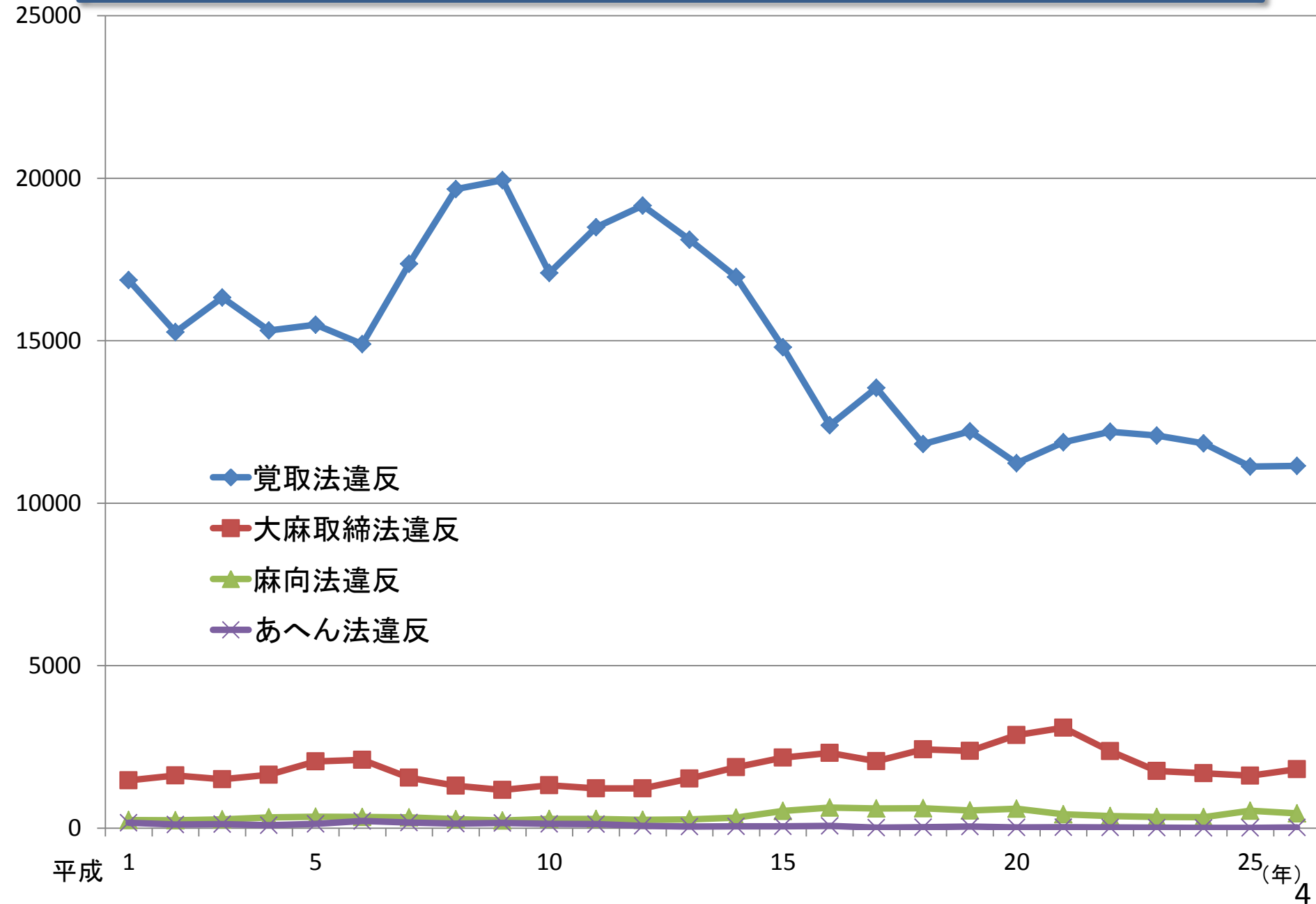
麻薬・覚醒剤等事犯検挙人員の推移

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
覚せい剤取締法	12,200	12,083	11,842	11,127	11,148
大麻取締法	2,367	1,759	1,692	1,616	1,813
麻薬及び向精神薬取締法	375	346	341	540	452
あへん法	23	12	6	9	24
合計	14,965	14,200	13,881	13,292	13,437

(厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料による)

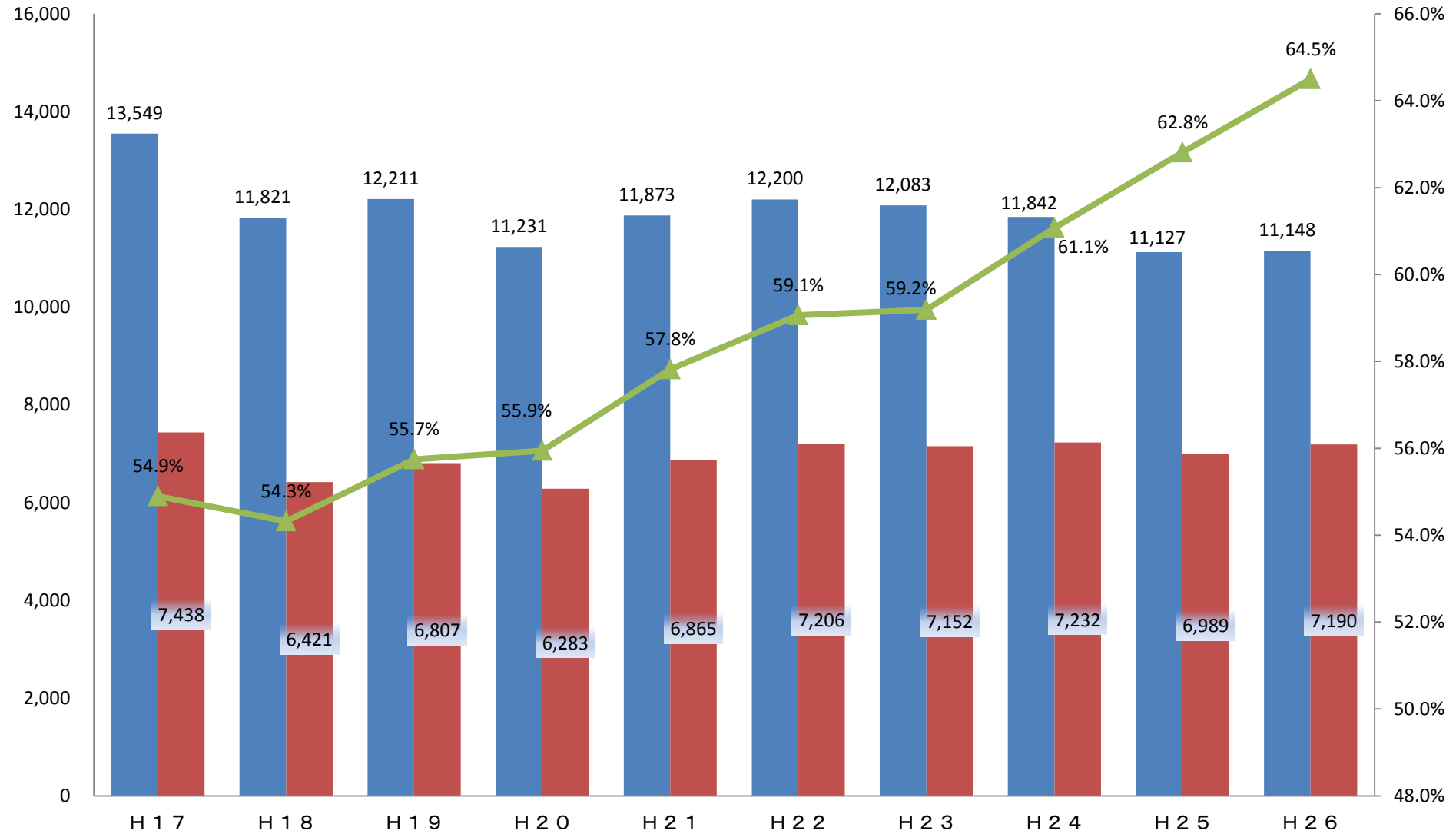
薬物事犯検挙人員の推移

(人)

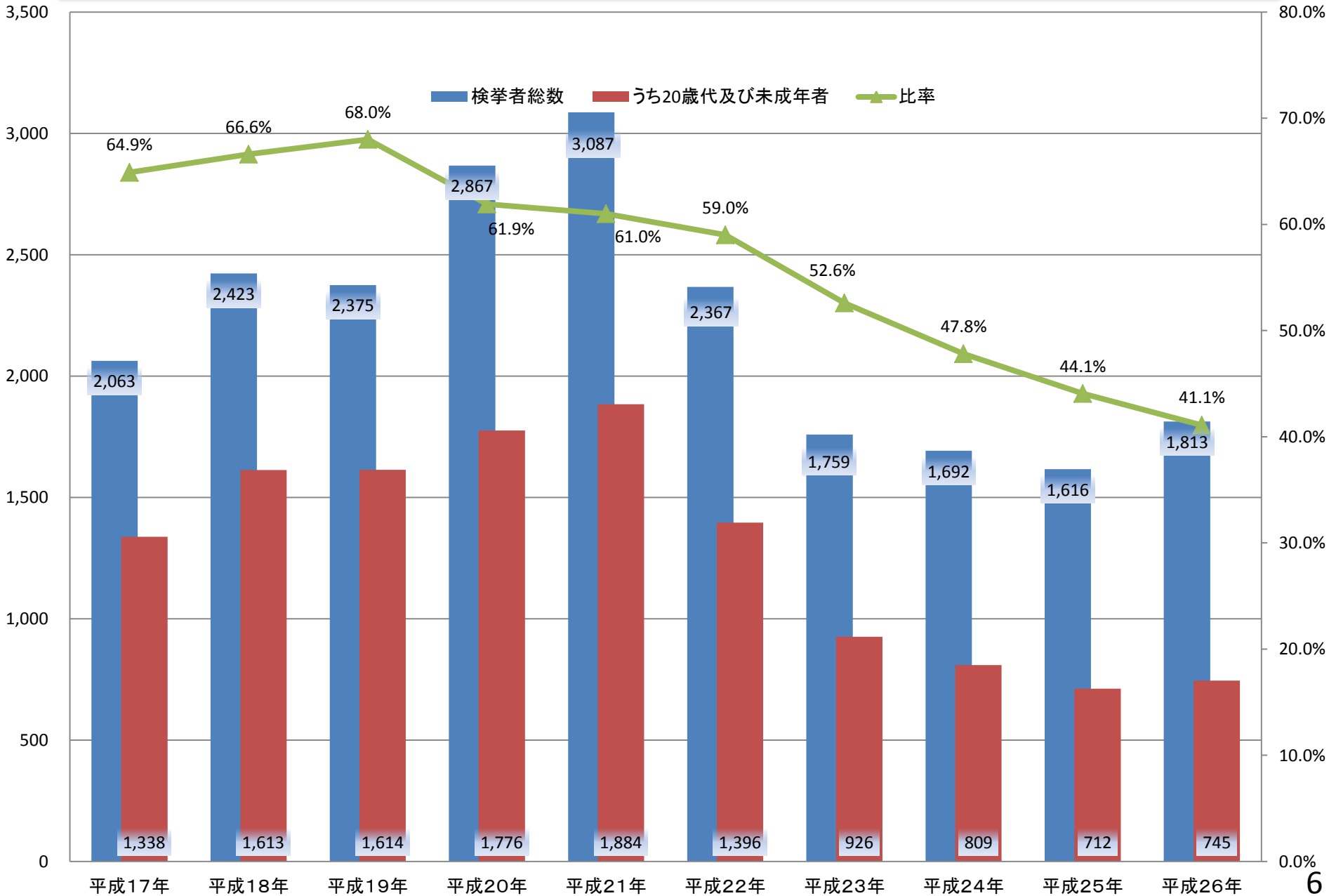


覚醒剤事犯者と再乱用者の推移（過去10年）

覚醒剤事犯検挙者 うち再犯者 比率



大麻事犯の検挙者数の推移（過去10年）



危険ドラッグについて

- 覚醒剤・大麻の成分に化学構造を似せて作られた物質などが添加された薬物が、合法ハーブ、お香、などと称して販売。
- 乱用による健康被害の発生、麻薬等の乱用へのゲートウエードラッグ（入門薬）となるおそれがある。
- 危険ドラッグ対策として、幻覚等の作用を有し、使用した場合に健康被害が発生するおそれのある物質を、医薬品医療機器法に基づき厚生労働大臣が「指定薬物」として指定し、麻薬取締官・員、薬事監視員が監視・指導している。（平成18年の法改正で指定薬物規制開始。（施行は平成19年4月1日））

危険ドラッグが関係している可能性のある事例（新聞報道から）

○死亡

- ・H24年8月（神奈川県）横浜市で男性が路上で暴れて保護された後、死亡。危険ドラッグと見られる液体を所持。
- ・H24年10月（静岡県）部屋で暴れた男性が死亡。部屋から乾燥した植物片が発見された。
- ・H24年11月（東京都）危険ドラッグを吸引した女性が意識を失った後、死亡。
- ・H25年10月（大阪府）危険ドラッグを吸引した女性が意識を失った後、死亡。

○交通事故（死亡、ひき逃げ、追突）

- ・H24年5月（大阪府）危険ドラッグを吸引して車を運転した男が、商店街を暴走し女性をひき逃げした（危険運転致傷罪で起訴）。
- ・H24年10月（愛知県）危険ドラッグを吸引した男が高1をはねて死亡させた（危険運転致死罪で実刑判決）。
- ・H26年2月（福岡県）危険ドラッグを吸引したと思われる男が、次々に車に衝突する暴走事故を起こした。
- ・H26年6月（東京都）危険ドラッグを吸引した男が、次々に人をはね、一人が死亡する暴走事故を起こした。

○救急搬送

- ・H25年2月（大阪府）危険ドラッグを吸引したとみられる高校生が下校途中に体調不良で救急搬送された。

○不審行動

- ・H24年10月（東京都）危険ドラッグを吸引した男が上半身裸で小学校に侵入し、児童を追い回した。

「合法ハーブ」「お香」「合法アロマリキッド」などと称して販売



危険ドラッグの乱用の根絶のための 緊急対策の概要

◇薬物乱用対策推進会議において、平成26年7月18日策定

※議長：内閣府特命担当大臣（薬物乱用対策）、副議長：厚生労働大臣他5大臣

危険ドラッグの乱用の根絶を図るため、第四次薬物乱用防止5か年戦略及び内閣総理大臣指示を踏まえ、政府一体となって当面以下の対策を強力に推進

- 1 危険ドラッグの実態把握の徹底とその危険性についての啓発強化
 - ①危険ドラッグの実態把握の徹底
 - ②危険ドラッグの危険性についての啓発の強化

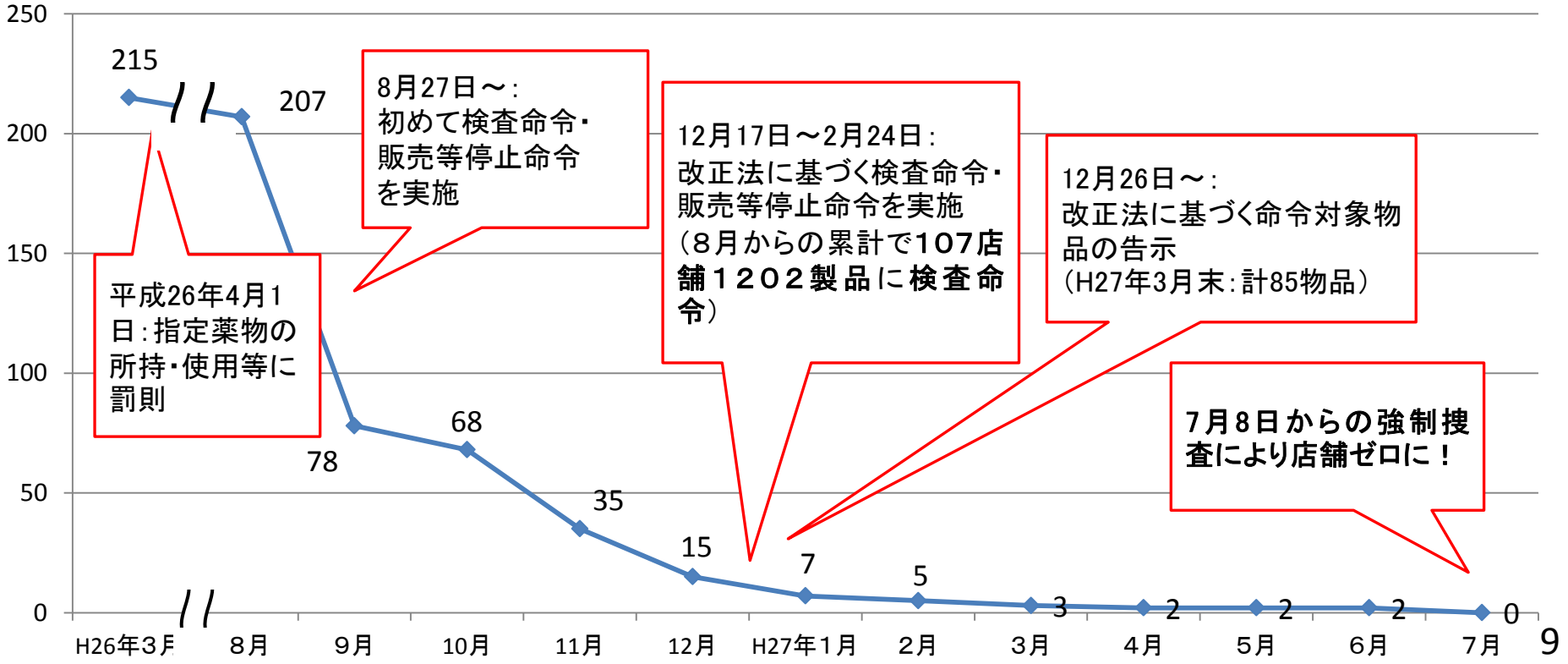
- 2 指定薬物の迅速な指定と危険ドラッグに係る犯罪の取締りの徹底
 - ①海外情報の積極的な活用等を通じた危険ドラッグの指定薬物への迅速かつ効果的な指定
 - ②危険ドラッグに係る犯罪の取締りの徹底

- 3 危険ドラッグの規制のあり方の見直し

- 販売店舗対策：平成26年8月に医薬品医療機器法(旧薬事法)に基づく検査命令及び販売等停止命令を初めて実施して以降、継続的な取締により実販売店舗は壊滅。
- ネット販売対策：平成26年12月以降、議員立法による法改正を活用し、インターネット対策を強化。
189サイトを閉鎖
- 水際(輸入)対策：平成27年2月に、議員立法により可能となった危険ドラッグ輸入者への検査命令手続を税関とすり合わせ、4月14日には初の検査命令を発動。実質的に輸入を差し止め。(36件)

I 危険ドラッグ販売店舗等の取締状況

【危険ドラッグ販売店舗数の推移】平成26年3月時点 215店舗 → 平成27年7月10日時点 0店舗



II 危険ドラッグインターネット販売対策

- 危険ドラッグ販売サイトの削除をプロバイダ等に要請

○昨年12月以降の削除要請の結果（平成27年8月末現在）※重複を除く

	削除要請を行ったサイト数 (平成26年12月～)	「閉鎖」又は「危険ドラッグを販売停止」したサイト数
国内サイト	63	58
海外サイト	172	131
計	235	189

⇒平成27年2月、麻薬取締部の指定薬物専任捜査員が増員されたことから、この人員を活用し、全国の地方厚生局麻薬取締部において、インターネットサイトを精査。危険ドラッグの取引に使われているサイトを特定し、買い上げによる捜査など、インターネット上の危険ドラッグ販売業者の摘発を強化している。

III 危険ドラッグ水際（輸入）対策

- 医薬品医療機器法改正により、「指定薬物と同等以上の精神毒性を有する蓋然性がある疑いがある物品」も含めて検査命令等の対象とし、幅広く税関からの情報提供を受け、検査命令等を実施（財務省と厚労省で水際対策フローを策定）
- 検査命令実施から結果判明までの間通関手続きを停止し、検査の結果、精神毒性が確認されれば、指定薬物に指定して輸入差し止め
※平成27年8末日時点で36件の物品について通関を差し止め、うち9件の輸入者に対し検査命令等を実施

IV 指定薬物への迅速な指定

- 平成26年7月以降、月に1度の頻度で薬事・食品衛生審議会指定薬物部会を開催し、指定薬物への指定を行うとともに、指定に関する手続きを省略する等して、迅速な指定を行っている。
（指定薬物：平成26年4月時点1370物質⇒平成27年8月末時点2316物質）
- 包括指定の活用
※包括指定：基本骨格が同じ物質を一括して指定。これにより、未規制物質を幅広く規制することが可能。
（平成27年5月1日、827物質を新たに包括指定）



厚生労働省における主な薬物乱用防止普及啓発活動



○青少年層への啓発強化

小学6年生保護者、高校卒業予定者、有職・無職の未成年を対象とした薬物乱用防止啓発読本を作成、配布

○様々な形態・媒体を通じた普及啓発の推進

薬物乱用防止啓発訪問事業として、教育機関等に講師を派遣して、新たに作成した教材を基に効果的な普及啓発を図るとともに、FacebookやTwitterを活用して情報を発信

○薬物乱用防止指導員の資質の向上

薬物乱用防止指導員や都道府県の啓発担当者等が、最新の薬物情報に基づいて薬物乱用防止の普及啓発ができるよう、全国6箇所で開催



薬物乱用防止啓発訪問事業公式サイト、Facebook、Twitter

公式サイト <http://www.d-info.net/>

Facebook <https://www.facebook.com/stopthedrug>

Twitter <https://twitter.com/StopTheDrug>

○危険ドラッグを含めた薬物乱用に関する啓発等の強化

・指定薬物の新たな指定や規制強化がなされた場合にその主旨を周知するポスターの作成

・「あやしいヤクブツ連絡ネット」を積極的に活用し、指定薬物等に関連する情報の収集や提供、相談対応を行い、国民が一元的に指定薬物の危険性等に関する情報にアクセスできるようにした



【あやしいヤクブツ連絡ネット】

指定薬物を含む危険ドラッグ等に関連する健康被害事例等の収集、分析、評価を行い、公表、注意喚起を行っています。また、コールセンターで相談対応を行い、一元的に危険性等の情報にアクセスできます。

<http://www.yakubutsu.com>

コールセンター 03-5542-1865

地域における国民的啓発運動の実施

○不正大麻・けし撲滅運動(運動期間:5月1日～6月30日)



【目的】 不正栽培と自生している大麻やけしを撲滅するため、これら的大麻やけしの発見、除去と大麻やけしに関する正しい知識の普及のための広報啓発を主な内容とする運動を全国的に展開

【主催】 厚生労働省、都道府県

【不正大麻・けし発見、除去本数(平成26年度実績)】

大麻:993,151本、けし:1,139,178本、合計:2,132,329本

○『ダメ。ゼッタイ。』普及運動(運動期間:6月20日～7月19日)



【目的】 官民一体となり、国民の薬物乱用問題に対する認識を高め、併せて「国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を図ることを目的とした運動を全国的に展開

※ 国際麻薬乱用撲滅デーとは、昭和62年に開催された「国連麻薬閣僚会議」の終了日の6月26日を「国際麻薬乱用撲滅デー」とし、各国がこの宣言の趣旨を普及する日とされた。

【主催】 厚生労働省、都道府県、公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター

【主な実施事項】 6・26ヤング街頭キャンペーン、地域団体キャンペーン

○麻薬・覚醒剤乱用防止運動(運動期間:10月1日～11月30日)



【目的】 薬物乱用による危害を広く国民に周知し、国民一人一人の認識を高めることにより、麻薬・覚醒剤等の薬物乱用の根絶を図ることを目的とした運動を全国的に展開

【主催】 厚生労働省、都道府県

【主な実施事項(平成27年度実績)】

厚生労働省と都道府県の共催による麻薬・覚醒剤乱用防止運動地区大会を開催

(北海道大会、神奈川大会、岐阜大会、京都大会、徳島大会、九州地区大会)